

海陽町公告第26号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

海陽町長 三浦 茂貴

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R3-1 号	宍喰浦字 竹ヶ島 28-2	401-ハ-4-1	山林	0.43	2032.3.31 まで	
集 R3-2 号	宍喰浦字 竹ヶ島 30-1	401-マ-3	山林	0.12	2032.3.31 まで	
集 R3-3 号	宍喰浦字 竹ヶ島 31-1	401-マ-3、 2-1	山林	0.22	2032.3.31 まで	
集 R3-4 号	尾崎字八山 153-1	481-ロ -70, 80	山林	0.27	2032.3.31 まで	
〃	尾崎字尾崎 133	408-ニ -3-1, 3-2	山林	2.40	2032.3.31 まで	
集 R3-5 号	尾崎字尾崎 133	408-ニ-5	山林	0.57	2032.3.31 まで	
〃	尾崎字尾崎 133	408-イ -5-1, 5-2	山林	4.43	2032.3.31 まで	
集 R3-6 号	尾崎字尾崎 133	408-ニ -16-1, 16-2	山林	2.62	2032.3.31 まで	
集 R3-7 号	尾崎字尾崎 133	408-ニ -14-1~14-4	山林	1.92	2032.3.31 まで	
〃	尾崎字尾崎 133	408-イ -4-1~4-3	山林	2.64	2032.3.31 まで	
集 R3-8 号	尾崎字尾崎 133	408-イ-6	山林	3.20	2032.3.31 まで	
集 R3-9 号	尾崎字尾崎 133	408-イ -2-1~2-5	山林	1.99	2032.3.31 まで	

2 縦覧場所 海陽町農林水産課（海南庁舎、宍喰庁舎）

3 本公告により、海陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上